

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第2項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人香川県農業振興公社から名称について変更の届出があった。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 変更後の名称
公益財団法人香川県農地機構
- 2 変更しようとする年月日
平成26年4月1日